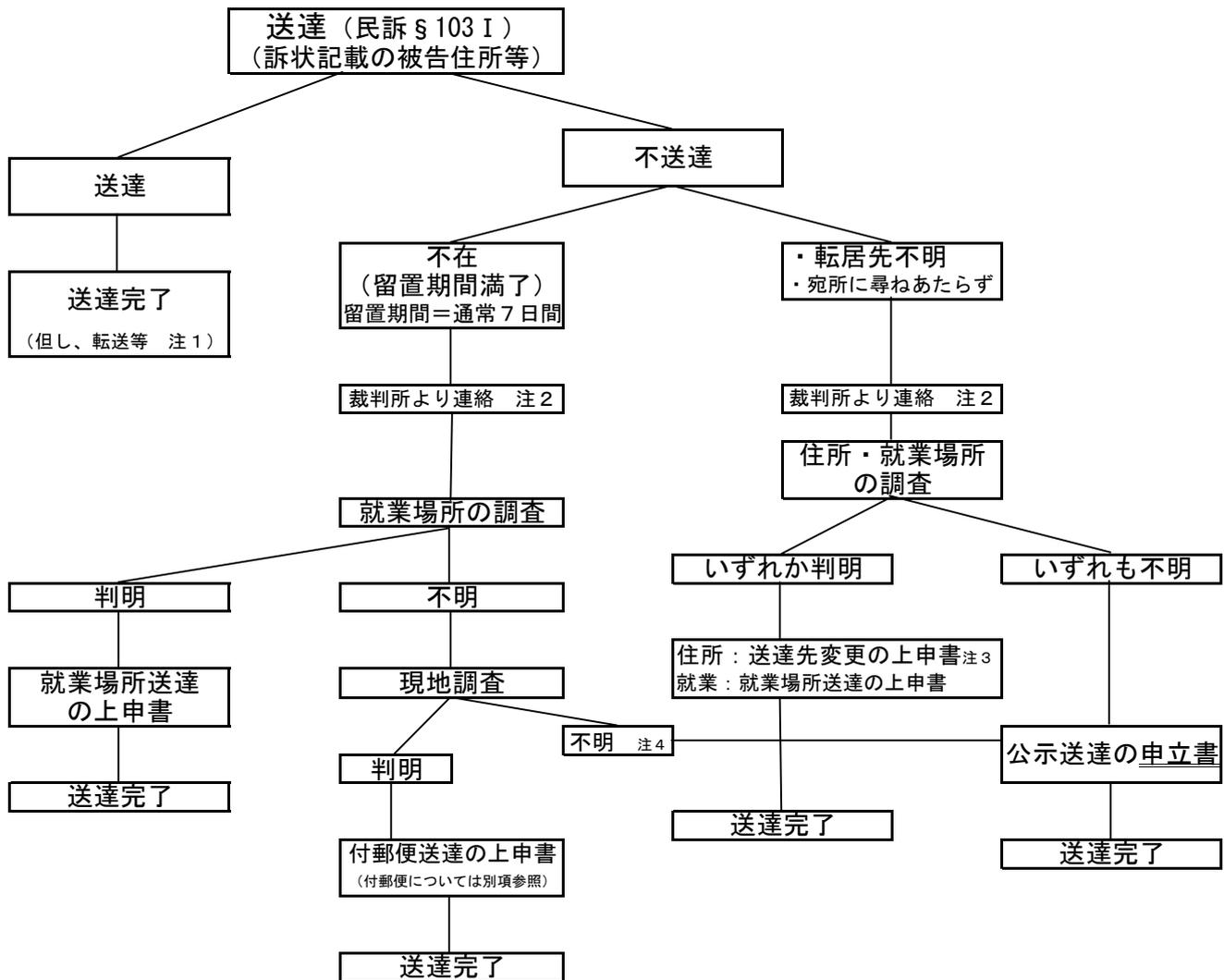


## 送達手続の流れ・フローチャート



注 1 裁判所より、訴状記載の住所地以外の住所地に送達された旨の連絡を受けたら、現在の住所地(または居所)の調査を行い、送達先変更の上申書(+住民票)を提出。

注 2 不送達の原因が不在(留置期間満了)なのか、転居先不明あるいは宛所に尋ねあたらずなのかで今後の調査方針、送達方法が決まってくるので、裁判所から連絡を受ける際には必ず『不送達の原因』を確認する。

注 3 注1同様、調査の結果、住所地(あるいは居所)を変更していることが確認されたら、送達先変更の上申書(+住民票)を提出。

注 4 不送達の原因が「不在」であって、就業場所が知れず、現地調査を行った結果、受送達者が訴状記載の住所地にいないことが判明した場合、その旨の調査報告書を添付した上で公示送達の上申書を行う。